

令和4年3月18日

保護者の皆様へ

一宮市子ども家庭部保育課  
課長 後藤 真一

## 保育園の運営について（お願い）

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

保育園の運営について、今後下記のとおり対応させていただきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 保育園の運営について

園児又は職員において新型コロナウイルスの感染を確認した場合は、濃厚接触者の特定と対象者への連絡を完了したうえで継続して開園することを基本としますが、次の状況においては当該保育所を臨時休園する場合があります。

- ①感染した園児又は職員に関わる濃厚接触者の特定に時間を要する場合
- ②感染した園児又は職員を複数確認し、当該保育所の開園継続により感染拡大が懸念される場合

また、保育園での感染確認において濃厚接触者として特定された方は、次のとおり保健所の方針に沿った対応をお願いします。

- ・保育園では感染確認のための検査は行いませんが、症状の有無にかかわらず、健康観察として一定期間の登園自粛をお願いします。
- ・発熱や咳などの症状がある方は、感染確認のための検査や治療等について、医療機関でご相談をお願いします。

#### 2 保育園への連絡について

次の対象者の方が、保健所や医療機関等から感染者または濃厚接触者等と特定された場合には、在籍する保育園へ速やかに連絡をお願いします。

##### (1)対象者

- ①在園児 ②保護者 ③同居家族（兄弟姉妹、祖父母など）

##### (2)保健所や病院等の判断結果

- ①「濃厚接触者」と特定された場合
- ②「PCR検査対象者」となった場合
- ③「感染者(無症状の場合を含む)」と診断された場合

##### (3)連絡先

月曜～土曜日（保育園の開園時間） ➡在籍する保育園

※日曜・祝日等保育園の開園時間以外に感染が判明した場合は、翌日以降の開園時間において、できるだけ速やかにご連絡をお願いいたします。

※園児や近親者の方がPCR検査や抗原検査を受け、新型コロナウイルスの感染が心配される場合は、保健所や医療機関の指示に基づく行動をしていただくとともに、保育園の登園は控えていただきますようお願いいたします。

### 3 保育料・給食費の減額措置について

保育料（0～2歳児）の欠席に応じた減額の期間延長

（変更前）：1月21日（金）から3月21日（月）まで

（変更後）：1月21日（金）から3月31日（木）まで

（通常の休園日は、減額の対象にはなりません。）

- ①保育料は、欠席日数に応じて減額したうえで翌月末に徴収させていただきます。
- ②4月1日（金）以降は、お休みの日数に応じた減額は行いませんので、ご注意ください。
- ③感染防止の観点から、可能な範囲での家庭内保育や遅い時間での登園、早い時間でのお迎えについて、ご協力をお願いします。
- ④お子様の負担のない範囲でマスクの着用をお願いします。また、お子様に咳や発熱等の症状がある場合は、登園を控えていただきますようご協力をお願いいたします。

### 4 登園状況の確認について

上記期間の登園予定を確認したいので、「保育意向確認書」に必要事項を記入のうえ、3月22日（火）までに各園に提出をお願いします。

※このお知らせ以前から欠席されている等により、「保育意向確認書」の提出が難しい場合には、在園する保育園に電話にて欠席予定日の連絡をお願いします。

※「保育意向確認書」を提出後、予定が変わった場合は、園にご連絡をお願いします。

<問い合わせ先>

一宮市役所子ども家庭部保育課

(0586) 28-9025 (直通)